### 第1号様式(第3関係)

### 豊山町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

令和5年2月10日(金) 午後2時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

3 出席者

委員:秋田 千晴(株式会社秋田製麺所 役員(豊山町商工会 理事))

安藤 茂市(前尾張中央農業協同組合 代表理事組合長)

石原 美紀(セントライ青果株式会社 代表取締役会長)

小形 浩 (三菱重工業株式会社 名古屋航空宇宙システム製作所 総務部 総務第一グループ グループ長)

小塚美知子(一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部 豊山グループ長)

中村 英司(名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長)

山田 敏文(豊山町商工会 会長)

渡邊 直之(東濃信用金庫 豊山支店 支店長)

事務局:鈴木 邦尚(町長)

堀尾 政美(総務部長)

井上 武 (総務課長)

佐藤 美樹(人事秘書グループグループ長)

横山 美佳(人事秘書グループ主任)

- 4 議題
  - (1) 会長の選任について
  - (2) 特別職の報酬等について
- 5 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 令和4年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体(町)における特別職・議会議員報酬等一覧表(令和4年4月1日現在)
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等(令和4年度見込み)

# 6 議事内容

総務課長	みなさんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町					
	特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、					
	大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。					
	私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の井上と申し					
	ます。どうぞよろしくお願いいたします。					
	まず始めに、委員の皆様に委嘱状の伝達を行います。					
	委嘱状につきましては、お席に置かせていただいておりますので、各					
	自ご確認くださいますよう、お願い申し上げます。					
	(辞令伝達)					
総務課長	それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。					
	委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。					
	秋田千晴様でございます。(以下、名簿順に紹介)					
	次に、町側の出席者を紹介させていただきます。					
	鈴木町長でございます。(以下、順に自己紹介)					
	よろしくお願いします。					
	ここで、町長からご挨拶を申し上げます。					
町 長	皆様こんにちは。今日は足元の悪い中お集まりいただきまして誠にあ					
	りがとうございます。また平素は、町行政の各般にわたりまして、ご支					
	援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。					
	また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き					
	受けいただき、重ねて御礼申し上げます。					
	さて、本町の特別職、議員の報酬等の金額は、本審議会の答申に基づ					
	き、平成27年度から引き上げを行った常任委員会委員長の報酬を除き、					

平成24年4月から現在の額を適用しております。

令和4年の人事院勧告では、月例給の引上げ改定がございましたが、 当該引上げは若年層が中心であったこと、また、近隣市町の改定状況及 び本町における過去の改定状況を踏まえ、本日の諮問は、現行と同額と する案とさせていただいております。

本諮問につきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただき、 適切なご判断をいただくことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、 私からの挨拶とさせていただきます。

ご本日はよろしくお願いいたします。

#### 総務課長

それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。

本日の配付物として、次第1枚、委員名簿1枚、審議会条例1枚、資料1として、一般職給料改定率が1枚、資料2として豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表が1枚、資料3として近隣自治体(町)における特別職・議会議員報酬等一覧表(令和4年4月1日現在)が1枚、資料4として豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等(令和4年度見込み)が1枚です。

落丁・不足等がございましたら、その場で申し出いただきますようお 願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて 公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではここで、担当から審議会条例の概要を、ご説明させていただきます。

## 事 務 局

それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。

第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議 するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。

第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、 議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料月額の改定に係る条例 案を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。

第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内とし、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。

第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。

	以上で、条例の説明を終わります。			
	以上 C、未例の成例を於479より。			
◇◇ 3女 ≢田 巨				
総務課長	ここでご報告申し上げます。豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の			
	規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要と			
	一っております。ただ今の出席委員は、8名全員でございますので、会議			
	は成立しております。			
	次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたい			
	と存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっております			
	ので、委員よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦は			
	ございますでしょうか。			
A委員	B委員を会長にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。			
総務課長	ただいま、B委員のご推薦がありましたが、皆様、いかがでしょうか。			
委員	(異議なしの声)			
総務課長	ありがとうございます。			
	それでは、B委員に会長をお願いしたいと存じます。			
	誠に恐縮でございますが、会長からごあいさつをお願いしたいと存じ			
	ます。会長、よろしくお願いいたします。			
会 長	ただいま会長に互選をいただきました、Bと申します。大変僭越では			
	ございますが、ご指名いただきましたので会長として審議を進めたいと			
	思います。なにぶん不慣れではございますが、会長職を精一杯務めさせ			
	ていただきますのでよろしくお願いいたします。			
総務課長	ありがとうございます。			
	ここで、町長から会長に特別職報酬等の額の改正について、諮問書を			
	お渡しします。			
町 長	(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員			
	に諮問書の写しを配付)			
	<諮問内容>			
	豊山町特別職報酬等の額の改正について(諮問)			
	豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項につ			
	いて審議会の意見を求めます。			
	記			
	1 特別職の報酬等について			
	現行と同額とする。			
	(現行の月額)			

	町 長	給料月額	829,	0 0 0 円
	副町長	給料月額	685,	0 0 0 円
	教育長	給料月額	645,	000円
	議長	報酬月額	377,	000円
	副議長	報酬月額	302,	000円
	常任委員会委員長	報酬月額	292,	000円
	議員	報酬月額	282,	000円
総務課長	ただいま、町長から会長にお渡しさせていただきました諮問案につき			
	まして、担当からご説明申し上り	げます。		
事務局	諮問案につきましては、現行と同額とさせていただいております。理			
	由につきましては、次の4点になります。			
	1点目は、人事院勧告に伴う給与改定率の反映です。			
	令和4年の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため30代半ば			
	までの職員を中心に全体で0.3%増額改定するという内容になってお			
	ります。詳しくは、後ほどご説明いたします。			
	2点目は、近隣自治体における改定状況です。			
	諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬			
	等の改定状況を確認しました。その結果、8団体で「据置」、または「据			
	置見込み」、1団体で「引上げ」という回答をいただいております。			
	3点目は、本町における過去の改定状況です。			
	昨年度の審議会では、諮問どおり、据置という内容の答申をいただい			
	ております。理由としましては、改定なしであった、令和3年人事院勧			
	告の給与改定率の反映につきまして、近隣市町の全てが改定を見送って			
	いたことであります。			
	4点目は、町長の報酬月額の減額です。町長は任期中の令和6年11			
	月19日までは給料月額及び報酬月額の10%減を実施しております。			
	以上4点を踏まえ、本諮問案に	は、現行と同	可額として	こおります。
	以上で説明を終わります。			
総務課長	ここで、町長につきましては	一時退席いた	こしますの	つでよろしくお願い
	いたします。			
	(町長退席)			
総務課長	それでは、特別職の報酬等に	ついてのご氰	F議をお原	<b>負いしたいと存じま</b>
	す。議事の取り回しにつきまして	ては、会長、	よろしく	お願いいたします。
会 長	それでは、審議を進めさせて	いただきたレ	いと思いす	<b>き</b> すので、よろしく

お願いします。

まず、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

まず始めに、公務員の給与の決定の流れをご説明させていただきます。 民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の 給与額が改定されます。一方、住民の方の税金で賄われている公務員の 給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと法 律(地公法第24条第2項)で規定されております。

このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の 給与水準を調査し、民間との給与格差を解消するよう国会や内閣に対し て勧告します。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が、 条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。

これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等の額の改定につきましては、この審議会で委員の皆様にご審議いただきます。

それでは、資料1をご覧ください。人事院が勧告した一般職給料改定率に関する資料でございます。

上の表をご覧ください。令和4年の一般職の給料改定率は、プラス0. 3%でした。

続きまして、下の表をご覧ください。現在の金額につきましては、

町 長 829,000円

副町長 685,000円

教育長 645,000円

議 長 377,000円

副議長 302,000円

常任委員会委員長 292,000円

議 員 282,000円

でございます。

現行月額に、過去の報酬審議会において反映を見送られました、平成26年から令和3年までの給料改定率をすべて反映させますと、表の真ん中にございます、参考月額のとおりとなります。現行月額との差額を、一番右の列に記載しております。

次に資料2をご覧ください。

資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改 定額の一覧表でございます。最新の改定実績は、平成24年4月1日と なっております。

次に資料3をご覧ください。 尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町がご ざいます。資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、令和4年4月1 日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表でござ います。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口、行政 面積についても記載しております。 町長の給料月額は、最大であります大口町の885,000円から、 最小であります本町の829、000円まで、56、000円の差があ ります。副町長では33,000円、教育長では18,000円、議長 では12,000円、副議長では19,000円、常任委員会委員長で は19,000円、議員では11,000円の差があります。 最後に、資料4をご覧ください。 資料4は、特別職、議員の令和4年度年収額等の見込み一覧表でござ います。 令和4年の人事院勧告では、一般職の12月期の勤勉手当の改定はご ざいましたが、期末手当の支給率についての改定はありませんでした。 特別職については改定をしております。また、令和3年12月期に引下 げを見送った0.10月分を令和4年6月期に反映させております。 なお、町長は公約により令和3年6月1日から令和6年11月19日 の間、給料月額及び報酬月額の10%を削減することとなっております ので、反映後の金額を括弧内に示しております。 以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わります。 会 ありがとうございました。 長 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見のございます方は、ご発言 をお願いいたします。 委 (質問なし) 員 よろしいでしょうか。ご質問のある方はいらっしゃらないということ 会 長 ですので、本審議会といたしましては、特別職の報酬等につきましては、 諮問のとおり答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 委 (異議なしの声) 員 ありがとうございます。それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思 会 長 いますので、事務局の方で答申書の準備をお願いいたします。答申書を 作成する間、委員の皆様におかれましては、5分ほどお待ちいただきま すようよろしくお願いいたします。

	(答申書作成)		
	(町長再出席)		
会 長	おまたせしました。それでは、会議を再開させていただきます。事務		
	局、よろしくお願いいたします。		
総務課長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問につきまして、会長の方から		
	豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡し願います。		
会 長	(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員		
	に答申書の写しを配付)		
	<答申内容>		
	豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申)		
	令和5年2月10日付けで諮問のありました、当審議会に対して意		
	見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のと		
	おり答申します。		
	記		
	1 特別職の報酬等について		
	現行と同額とする。		
	(現行の月額)		
	町長 給料月額 829,000円		
	副町長 給料月額 685,000円		
	教育長 給料月額 645,000円		
	議長 報酬月額 377,000円		
	副議長報酬月額302,000円		
	常任委員会委員長 報酬月額 292,000円		
	議員 報酬月額 282,000円		
	以上でございます。		
	令和5年2月10日 豊山町特別職報酬等審議会会長 B		
町長	ありがとうございます。		
会長	それでは、その他に入りますが、事務局から、何かありますか。		
総務課長	特にございません。		
会長	委員の皆様の方から何かありますでしょうか。		
委員	(特になし)		
会長	これで、本審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を終了と		
√\	させていただきます。ありがとうございました。		
総務課長	委員の皆様におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にあり		

	がとうございました。			
	本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。			
	ここで、町長からお礼のあいさつを申し上げます。			
町 長	委員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして誠に			
	ありがとうございました。今後とも町政の運営に格別なるご理解とご支			
	援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶			
	とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。			
総務課長	それでは最後になりますが、本日の会議における報酬をお支払いした			
	いと思いますので、しばらく、ご自席でお待ちいただきますようお願い			
	します。受け取られた方から、順次解散とさせていただきます。本日は			
	誠にありがとうございました。			